

## 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、水源のかん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十分に果たすためには、森林整備を着実に実施する必要がある。

特に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再造林等の森林整備を強化し、森林吸収源対策を一層推進することが求められている。

こうした中、国は、森林整備等に係る地方財源を安定的に確保するため、森林環境譲与税により地方の実情に応じた取組を支援しているが、現在の譲与基準では総額の10分の3が人口按分により算定・配分されていることから、人口の少ない山間地の地方公共団体では十分な事業財源を確保することができていない。

よって、国においては、森林整備等を一層効果的に推進するため、森林が多い地方公共団体への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
衆議院議長  
参議院議長